

参議院法制局についてもっと知りたい方へ

採用試験・業務説明会・各種セミナー・
法案作成実習プログラム(旧インターン)
などの最新の情報は、ホームページにて
お知らせしています。

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/>



「法律の仕組み」や「法律とことば」等について、若手・中堅職員の有志が
編集・執筆した記事を参議院法制局ホームページで公開しています。

- 条・項・号・号の細分 ●法律の施行期日 ●経過措置と遡及適用
- 国会議員は公務員か ●4月1日生まれの子どもは早生まれ? など



SNSでも情報を発信しています

X



YouTube

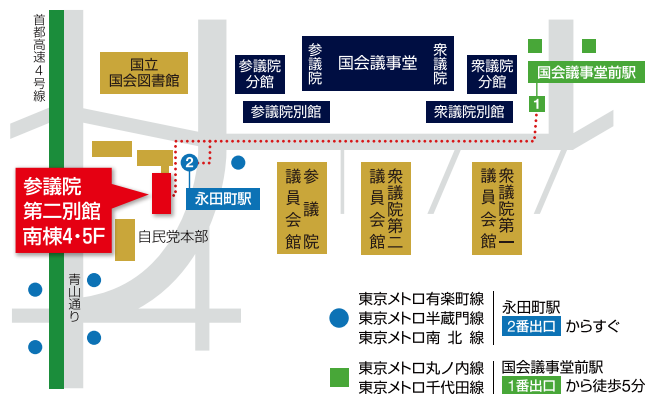


参議院法制局総務課

TEL 03-5521-7729(直通)

Mail: h-soumu@sangiin-sk.go.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館 南棟5階



立法を支えるプロフェッショナル

参議院法制局

LEGISLATIVE BUREAU HOUSE OF COUNCILLORS

総合職採用案内
2026-2027



ホットな思いと クールな思考で 立法を支える

社会の多様化・複雑化やめまぐるしい変化に伴って様々な法的問題や政治的課題が次々と生じており、これらに対応するための立法が活発に行われています。いうまでもなく、その作用を担っているのが国会であり、衆参両院では、政府提出法律案の審議・議決を行うだけでなく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、これを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて法律案や修正案の立案などの職務を行っている組織です。国民の代表である議員から持ち込まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想によるものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性・整合性などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考と法的思考を駆使して、法制度設計と条文づくりが行われることになります。

法律案の立案には独特な思考や技術が必要となります。しかし、それはみなさんが大学などで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法律学の勉強を通じて身に付けてきた解釈的な法思考等をベースとしつつ発展させたものであり、その技術は、みなさんが触れてきた法律に用いられているものです。

特に、立法においては、個別具体的な課題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視点・思考が必要不可欠となってきますが、これについても問題ありません。それらは、日々の職務や経験を通じて身に付け、磨いていくものであり、また、それらを応用展開した政策・制度づくりは、政治的な調整などとともに、立法の醍醐味ともなるものです。

立案作業においてまず求められるのは、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランスのとれた思考であり、そのベースとなるのが熱いハートとクールな判断力です。そして、議院法制局がその役割を果たしていくためには、何といても「人」が大事となり、財産となります。私たちは、それぞれの職員が職務を通じて共に学び合い成長・発展することで、組織としてその専門性を高めていきたいと考えています。

参議院法制局長 川崎 政司



参議院法制局の職務

1 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。

議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意をくみ取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法



制局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつついかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の腕の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力を発揮することが求められています。

議員立法の特色・意義



議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法、性同一性障害者性別取扱い特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消法など、その時々国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。

また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を

求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案（閣法）の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

“成立しない＝終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多くあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、孤独・孤立対策の推進法などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。



立案の主な流れ



2 修正案の立案



国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものも多くあります。

修正案の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で立案作業を行わなければならないこともあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。

3 法制に関する調査

参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。

議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、依頼議員の核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。



憲法改正原案の立案など



憲法改正原案の立案も職務の一つに

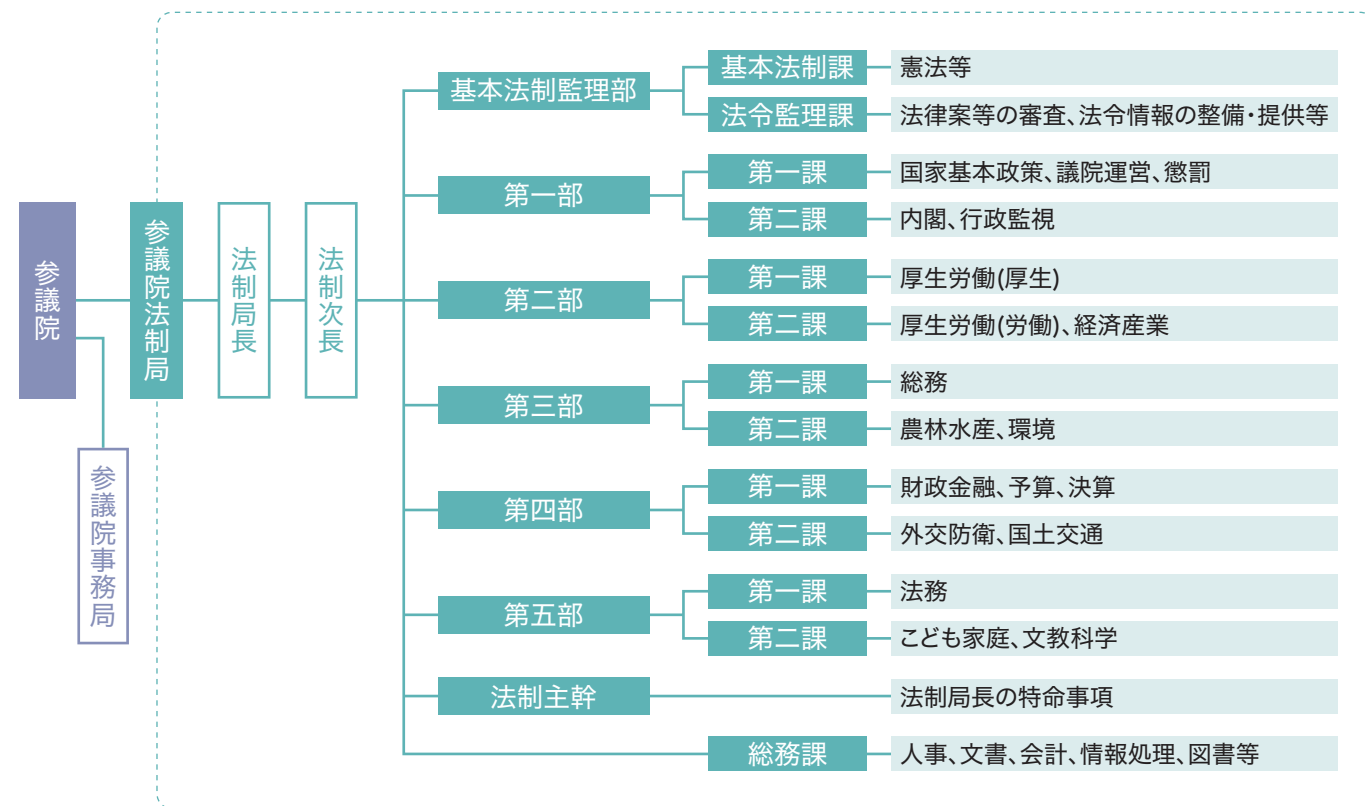
憲法改正の発議の手続、国民投票の実施手続などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も今後想定されます。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている議院法制局は、憲法改正原案について、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどもその職務に含まれます。

憲法審査会における補佐

第217回国会(令和7年通常国会)においては、参議院の緊急集会の要件について、法制局長が説明を行うとともに、委員からの質問に対して答弁を行いました。

参議院法制局の組織



参議院法制局は、事務部門として参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、法制局の事務を統理し、職員の任免権を持つ法制局長以下、局務を整理し、各部課の事務を監督する法制次長の下に、立案部門(基本法制監理部、第一部から第五部まで及び法制主幹)及び庶務部門(総務課)が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に触れつつ、立案の視座、技術などについて研鑽を重ねていきます。

コラム 他機関との違い

他の「法制局」との違い

「法制局」には、他にも「衆議院法制局」や「内閣法制局」といった機関が存在します。衆議院法制局については、議員の立法活動を法的な面から支えるという点では参議院法制局と同じですが、衆議院法制局は衆議院に提出される法律案を、参議院法制局は参議院に提出される法律案を担当するという点で異なります。

また、内閣法制局については、自らは法律案を作成せず、省庁が作成した法律案などの審査や法令の解釈を行うことを通じて内閣を補佐する機関であるという点で、所属政党を問わず個々の議員を補佐して法律案の作成から審査までを担う参議院法制局と異なります。

中央省庁との違い

中央省庁では、自ら政策を立案し、実施するのにに対し、参議院法

制局では、議員からの依頼に基づいて法的な面から議員の政策実現のサポートを行います。また、法律案の作成は、中央省庁では予算案の作成や所管する法律の執行などの数多くある業務の一つですが、参議院法制局では第一次的な業務であり、ほとんどの職員が常時法律案の作成に携わっています。

参議院事務局との違い

参議院事務局では、本会議や委員会の運営、議員の政策立案の支援、参議院の国際交流の支援を行うなど、参議院を多角的にサポートしています。特に、委員会等をサポートしている調査室は、議員立法についても、議員が政策を検討するための材料として様々な統計データなどの資料を作成したり、予算を伴う法律案である場合に施行に要する経費の算定を行ったりしますが、法律案の立案を行うわけではないという点で、参議院法制局と異なります。

成立参法の立案を振り返って

手話に関する施策の推進に関する法律案



法律の概要

手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

立案に当たって

伊庭 近年、手話を取り上げた小説や映画なども増え、手話に対する理解が広まってきているように感じられます。また、令和7年の11月には、きこえない・きこえにくい人の国際スポーツ大会であるデフリンピックが日本で初めて開催されるといったタイミングで、私たちが立案に携わった「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立しましたね。皆さん、立案に当たって、印象深かったことはありますか。

小島 議員からの依頼を受け、まずは、聴覚障害や手話に関する勉強からのスタートでした。いろんな分野にまたがる話ですので、幅広く文献や資料を収集することに努めました。一つ調べればまた次の知らないことが出てくるという状態で、大変でした。

伊庭 そうでしたね。文献や資料のみならず、漫画などの作品にまで手

を伸ばして全員で勉強しました。酒井さんや盛田さんはどうでしたか。

酒井 私は、地方自治体から出向してきて「推進法とは何か」ということから勉強を始めました。また、法案が成立することによって、地方自治体に対してどのような影響があるかについて検討をしたことも印象に残っています。

盛田 この法案は、超党派の議員連盟が中心となってとりまとめたものですが、その過程において多くの当事者・関係団体の方々が携わられていたことが印象に残っています。そういった方々の思いが込められた法案でしたので、その立案に当たっては責任を感じるとともに、大きなやりがいも感じられました。

伊庭 課でも、思い描かれている施策の姿をどのような形で分かりやすく表現するかなど、様々な検討をしました。

小島 法的な整合性をとりつつも、引っかけのある言葉遣いとならないようにするために、多くの箇所ですぐに工夫を凝らしたことも思い出深いですね。

酒井 この法案で9月23日が手話の日と定められましたが、その日が来るたびに議論を重ねた日々を思い出そうです。

法案の成立まで

伊庭 議員立法の中には成立に至らないものもありますが、今回提出された法案は衆参ともに全会一致で可決され、成立しました。盛田さんは、令和6年に入局して早々から議員立法の成立までのプロセスに携わるといって貴重な経験をしました。

盛田 はい。入局してこんなに早く成立まで携われると思っていませんでしたが、とにかく新しいことだらけの日々だったことを覚えています。特に、参議院の委員会から衆議院の本会議で可決・成立するまでの流れを間近で見られたことは、とても貴重な経験だったと感じています。

伊庭 盛田さんには条文のたたき台の作成のほか、いろいろな資料作りも担当してもらいました。当局の立案を担う課は、課長と課員数名という小規模なチームですので、若手職員であっても課の議論では積極的に発言してもらうことになりますが、どうでしたか。

盛田 課の人数が少ない分、一人ひとりが知恵を出し合う雰囲気があり、若手職員も課の一員として対等に発言できていると感じています。若手職員だから簡単な仕事を、というわけではなく、課の議論に参加し、それを通じて成長できる場面がたくさんある職場だと思います。

伊庭 酒井さんは地方自治体の、小島さんは弁護士の仕事を経験されていますが、法制局での仕事と比較してみるとどんな感じでしょうか。

小島 弁護士は、基本的に自分一人で責任を負って事件を処理していくため、すべてをチームで進めていく法制局の仕事の進め方とは対照的です。また、弁護士が扱うのは実体法ですので、今回のような政策の大きな方向性を明確にするいわゆる推進法に触れることはほとんどありません。同じ法律を扱う仕事といっても共通でないところも多くあり、比較が難しいですが、議員の政策を法律の形にする業務は、広く我々の社会や国民全体に関わる仕事であるともいえ、それは法制局ならではの、でしょうか。

酒井 地方自治体では、各職員が特定の業務を担っており、「ライン制」で業務を行っていくことが一般的です。一方、法制局では、課長含め課員が「チーム」となって業務を行います。チームで議論を重ねながら、法案

を作っていく過程は、地方自治体ではなかなか経験できないことですので、とても新鮮でした。

議員立法の意義・やりがい等

伊庭 立案から法案の成立までの経験を通して、皆さんいろいろと感じるところもあったのではないのでしょうか。盛田さん、どうですか。

盛田 私はこの法案が衆議院の本会議で全会一致で可決され、成立する瞬間を目にしたときは、とても感動しました。依頼議員や関係者の思いを形にする経験ができ、ここで働いていて良かったと思いました。

伊庭 そう思っていたけると嬉しいです。

酒井 議員立法では、国民生活に密接に関わっている事柄を取り扱うことが多く、立案した法案が国民生活に影響を与えることもあるため、緊張感がありました。依頼議員の問題意識を解決するために、条文の書きぶりを検討し、協議を重ねていく過程は、とてもやりがいのあるものでした。

小島 依頼を受けた案件について、課内で調査・検討を行い、依頼議員や関係者と議論を行いながら政策を固めて条文を作り上げていくこと、委員会の場で議員による答弁のサポートを行うことなど、議員立法が成立するまでの一連のプロセスは、議院法制局ならではの、と思います。依頼議員や関係者から感謝の言葉をいただけることも励みになります。

伊庭 こういった当局の業務を多くの方に知っていただきたいですね。



当局受験者へのメッセージ

伊庭

議員立法の立案は、既存の法制度を踏まえつつ、依頼議員の政策を実現するための最適解を探していくクリエイティブな作業であり、法的な知識だけでなく柔軟な発想も必要になるほか、国語力も試されます。これまでになかった規定を創出する醍醐味も感じられる一方で、緊張感や大きな責任が伴うものでもあります。これまで培ってきた法律の知識を存分にいかせる仕事ですので、ぜひ挑戦してみてください。

盛田

参議院法制局は、他省庁や国会にある他の組織と比べて、あまり聞きなじみのない組織かもしれません。しかし、実はその業務は、法律の専門家として参議院における議員立法を法制面から補佐するという、とてもダイナミックなものです。もし当局の仕事に興味を持っていたら、一度、ぜひ当局の説明会等に足を運んでみてください。

キャリアパス

参議院法制局では、係員級、係長級、課長補佐級を経て、課長及び部長以上にキャリアアップしていきます。立法の内容の検討や条文の作成は、どのポジションの職員も、その職責に応じて携わることになります。これに加え、年次が上がるに連れて、徐々に、議員や議員秘書に説明を行ったり、関係省庁と調整したりするなどの対外的な役割を担うようになります。入局後は、2、3年ごとに課を異動し、様々な分野の法律に触れ、議員からの多様な依頼に応える中で、必要な能力を身に付け、向上させていきます。



係員級

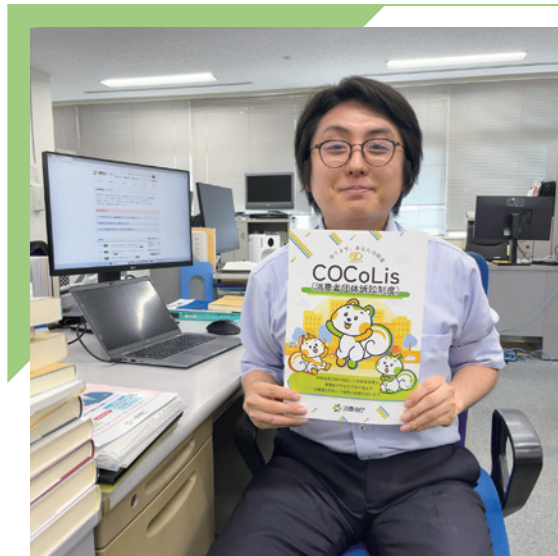
川添 陽也（令和5年入局）

係員級の職員は、議員立法の立案において、上司の指導の下、現行法の解釈の調査や論点整理に必要な資料の収集、整理を行うほか、依頼議員との協議に用いる資料や法律案の原案の作成を行うこともあります。

印象的だった業務

これまでの業務の中では、入局して間もない頃に複数の修正案の立案に携わったことが特に印象に残っています。4人前後のチームで案件を担当する当局ならではのと思いますが、若手の私もフラットな立場で課の議論に参加し、また、実際の規定の起案などの経験を積むこともできました。

注目されている政策テーマについて、時間的な制約も厳しい中で、現行法、改正法案、そしてその修正案の関係を整理し、矛盾のないように組み立てる作業には大変な緊張感がありましたが、実際に修正動議が提出された時には、立法府の最前線にいたことを実感しました。



係長級

宮島 貴大（平成29年入局）
消費者庁に出勤中

係長級の職員は、議員立法の立案において、現行法の解釈の調査や論点整理、法律案の原案の作成などを行います。

また、法律が成立した場合に円滑に執行できるかどうかの確認や法律案の具体的な文言の調整など、関係省庁とのやり取りを行うこともあります。係長級では、出向や大学院派遣など、自らの視野を広げる機会が用意されています。

出向して感じたこと

私が在籍する消費者庁消費者制度課では、消費者契約法・消費者団体訴訟制度の運用や改善に向けた検討、周知啓発等を行っています。適格消費者団体による差止請求に係る判決等の情報の公表や、消費者法制度の見直しのための検討会の運営、政令改正の業務など、法律案作り中心の参議院法制局での業務とは異なる立場・視点で、日々、法律に関わっています。法執行を担う省庁側の担当者としての経験はとても新鮮であり、また、様々な経歴を持つ方々と一緒に仕事をするを通じて学ぶことも多く、貴重な機会となっています。



課長補佐級

木村 歩（平成22年入局）

課長補佐級の職員は、課長の方針の下、依頼議員との協議に用いる資料や法律案の作成などについて、自ら取り組むだけでなく、係員級・係長級の職員が作成した原案を検討し、必要なアドバイスをし、取りまとめを行うなど、中心的な役割を担います。また、対外的には、依頼案件に関する議員や秘書への対応、成立が見込まれる法律案についての関係省庁との連絡・調整なども行います。

課の中核職員として

入局10年を超えると、政府への出向を含め様々な部署を経験しており、多角的な視点で業務に当たることが求められます。自らの作業はもちろん、課長の方針が皆に行き届いているか、作業状況はどうかなど目配りし、また、関連な議論を交わせるよう、話しやすい環境づくりも意識しています。

立法内容の検討では、依頼議員が目指すものは何か、実現のために法制局としてどう補佐できるかを考えます。政府との調整を要するものもあり、議員の意向と省庁の意見の双方を踏まえて法的に整理し、議員の判断を経て、最終的に法律案に仕上げていく。議院法制局の職責と醍醐味の両方を実感する日々です。



課長

桑原 明（平成17年入局）

課長は、議員立法の立案に最前線で取り組む重要な職責を担っています。依頼の受理から法律案完成までの間の依頼議員との協議、党内手続での依頼議員の補佐や法律案の説明など対外的な対応の場面において、先頭に立って臨んでいます。また、対内的には、課内の法案化作業を指揮するとともに、局内審査においては中心的に説明する役割を負っています。

現場の責任者として

課長は、所管分野の責任者として、依頼議員と直接協議し、その意向を踏まえて、必要な論点や案を提示しながら求められた期限内に法案を作成していくという一連の業務の最前線を担っており、日々緊張感と責任感を持って業務に当たっています。議員の信頼に応えるためにも、課というチームとして最大限の力を発揮できるようすることが重要であり、各自のワークライフバランスや成長にも配慮しながら適切な業務の割振りを行うとともに、自由闊達な議論ができる雰囲気作りを心がけています。



部長

宇田川 令子（平成8年入局）

部長は、課長からの報告を受けて、各種依頼への対応方針や論理構成等について、適宜指示を行います。課で作成した法律案等の審査も担い、条文の整合性等を確認します。また、国会での審議において法制面に関する質疑の答弁に立つこともあります。

当局の魅力、求める人物像

国民の負託を受けた議員からの依頼案件は、国政の抱える最先端の課題が多く、議員や様々な関係者と議論を重ねながら議員の意向を実現するためのベストな法律案を作り上げていく作業は、困難ではありつつも、非常にやりがいがあります。参議院法制局の職員は、自らの培ってきた法的知識や思考力を振り絞って、議員からの信頼と感謝を得ながら、その職責を果たすことになります。好奇心旺盛に粘り強く、論理的に考え抜き、柔軟に対応する力があれば、年齢や性別を気にすることなく活躍できますし、それを支えてくれる職場だと思っています。

管理職からのメッセージ

議員立法の最前線で

林 佑

- 入局 平成20年(厚生、議院運営、内閣等)
- 係長級 平成24年～(内閣、労働、国土交通、財政金融等)
- 出向 平成24年～平成26年 消費者庁へ出向
- 課長補佐級 平成29年～(厚生、文教、総務等)
- 課長級 令和6年～(文教、こども家庭、労働等)

当局の職務は、参議院議員の依頼が起点となり、その時々政治情勢にも多分に影響されるため、どのような案件に関わるかはめぐり合わせによるところが大きいですが、これまでの私の経験から感じた当局の職務や組織の特色のいくつかを御紹介します。

成立しなくとも

議員立法あるいは法律案についての客観的な指標という、法律案の成立件数や成立率があるのではないのでしょうか。政府提出の法律案と議員提出の法律案とでは、成立件数も成立率もかなり差があり、学生の方から議員立法の意義について質問されることも少なくありません。そこでまず思い浮かぶのは入局して1、2年目に携わった案件のことです。

私は、平成20年、衆議院と参議院とで多数を占める会派構成が異なるという、いわゆる「ねじれ国会」の状況の中で入局しました。参議院における議員立法の提出や審議が活発になっており、配属された厚生分野では、特に多数の法律案の立案の依頼を受け、法律案を立案し、さらには立案した法律案についての審議対応に追われる日々を過ごしました。

この中で、児童扶養手当を父子家庭等にも支給する児童扶養手当法改正案や、廃止された母子加算を復活する生活保護法改正案の立案を担当しました。いずれも参議院で可決後、衆議院に送付された後廃案となりましたが、いずれもその内容がその後の政権交代を経て政府により実現されました。野党の議員立法として成立しなかったとしても、その議員立法により表明された政策内容がいずれ実現するという経緯をみて、議員立法の意義と重要性を実感しました。成立件数や成立率の多寡では計れない議員立法の特徴ではないでしょうか。

政府との交渉、消費者庁への出向

平成24年4月に係長級になってすぐに特定商取引法改正案に対する修正案の立案を担当しました。新たな「ねじれ国会」の中、野党側の主張を盛り込んだ修正が可決され、成立しました。与党・政府は政府提出の法律案の成立に向けてどの程度修正を受け入れるのか、与野党の交渉に同席しつつ、関係府省と調整をする緊張感の続く日々でした。

あまり知られていないことのようなのですが、成立する可能性の高い法律案や修正案については、施行後の法律の執行に支障がないよう、依頼議員の了解を得た上で、事前に政府側と調整を行うことが多く、依頼

議員の思いがきちんと貫徹できるよう政府側と交渉を尽くすのも当局の職務の大きなポイントです。

この修正案の案件で消費者庁とやり取りをしていた縁もあってか、平成24年秋に消費者庁に出向する機会を得ました。これもめぐり合わせか、出向していた2年弱の間のほとんどで法律案の立案に携わりました。特に、消費者裁判手続特例法案については、衆議院で修正が行われた際に政府側の担当者として対応し、政府の立場からも議員立法に関われたことは貴重な経験となっています。必ずしも政府での法律案の立案に携わることができるとは限らないですが、当局では出向の機会が積極的に与えられ、組織の外で様々な経験を積み、視野を広げることができます。それは当局での職務に役立つことはもちろん、個人の職業人・社会人としての成長の糧ともなるはずです。

また、出向を経て当局の組織をみると、年次や出身にかかわらず意見を出して議論ができるところが他の組織とは異なる特色であり大きな魅力であると実感しました。政府でも一定期間集中して法案を作成するために作られるいわゆる「タコ部屋」で似たような雰囲気はありましたが、当局では組織として根付いている文化だと思います。政府とは異なり一貫して少人数のチームで職務を進める必要があることから、年次にかかわらず積極的に議論に参加することが求められ、若手のうちからでも案件の関わり方に充実感を得られるはずです。

課長として

令和6年7月からは課長として職務に当たっています。入局して16年強で議員立法の立案過程の最前線で自らの判断で取り組む職責を担うことにプレッシャーを感じつつも、議員の思いに先頭となって応える仕事にやりがいを感じています。それぞれのキャリアパスで異なるところはありますが、早い段階から重要な職責が与えられ、それを果たすことが求められるのも当局の組織の特徴だと思います。課長となってから依頼者である議員とのコミュニケーションの機会が増え、その密度も濃くなっていることから、議員の思いに寄り添って形にしていこうと体験をより強く実感しています。様々な立場に立ち議員の思いに応えていく当局の職務の面白さを皆さんにも是非体験していただきたいです。

若手職員の声

入局1年目及び2年目の若手職員にアンケートを実施しました

参議院法制局を選んだ理由

- 学生時代に学んだ法律の知識をいかし、法律のプロとして様々な分野の法律に携わることができる点に惹かれたからです。
- 法案作成実習プログラム(旧インターンシップ)に参加して、法律を解釈するだけでなく、法律自体を作ることの面白さに気づき、当局を志望しました。

試験対策

- 憲法の統治分野を中心に基本的な概念や判例等の理解に努めました。自分の言葉で考えを適切に表現する練習も重ねました。
- 基本的には国家公務員総合職の試験対策を行い、試験日が近くなってきてからは論文対策も行っていました。

学生時代やって良かったこと

- 大学のゼミ等で自分の意見を述べることです。入局後は議論の機会が多く、論理的に考えて発言する経験が役立っています。
- 勉強だけでなく、部活や遊びも目一杯楽しんだことです。生活にメリハリをつけたおかげで悔いない学生生活を送ることができました。

学生時代やっておけば良かったと思うこと

- 学生時代に比べて頻繁にまとまった時間をとることが難しくなるので、もっと海外旅行に行けばよかったなと思います。
- 意外なところから議論が広がることもあるため、政治に限らず、様々な物事について興味を持ち、幅広い分野のニュースをより深く理解できていればよかったと思います。

仕事のやりがい

- 自分が携わっている仕事報道されることもあり、社会問題の解決に少しでも寄与できていると思うとやりがいを感じます。
- 社会的な関心の高い話題について、立法面から携われることにやりがいを感じます。
- 法律案や書類の作成に必要な資料を自分なりに工夫して収集し、課内の議論に貢献できたときにやりがいを感じます。



職場の雰囲気

- 新卒採用の職員以外にも弁護士や自治体からの出向者など多様なバックグラウンドを持つ方々がいて、議論や会話を通じて、毎回新鮮な気付きを得られています。
- 新人であっても、課内の議論で自分の考えを気軽に話することができる温かい雰囲気です。
- 物腰が柔らかく、優しい方が多いです。また、課の全員が団結して、法律案の作成等の業務に取り組んでいる雰囲気があります。

🕒 若手職員の1日

🕒 9:00

登庁

登庁したら、まずは新聞をチェック。所属している課で担当したA法案が記事になっていたので、課内に回覧しました。



🕒 9:50

理事会対応

課の所管委員会の理事会を傍聴。当日の委員会の進行や今後の法案審議の予定を把握し、上司に報告します。



🕒 12:00

昼食

お弁当を持参することが多いですが、先輩や参議院事務局の同期と国会内の食堂でランチをすることもあります。

🕒 13:30

議員との協議

B法案の依頼議員と協議。議員の思いを直接お聞きできる貴重な機会なので、必要な資料をすぐに示せるよう準備をしてから臨みます。

🕒 15:30

骨子案の検討

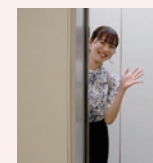
協議が終わり、早速B法案の骨子案について課内で議論。書庫にある文献等から情報収集をして資料を作成し、課内に説明しました。



🕒 18:30

退庁

帰宅後は、料理を作ったり小説を読んだり、ゆっくり過ごします。



採用情報・採用後のキャリア編

Q 大学等では、条文の書き方のようなものは勉強しませんでした、大丈夫でしょうか？

A 現職の職員の多くが、学生時代には、条文の書き方や法律案の立案の仕方についての知識があったわけではありません。業務に必要な知識は、入局後に、各種研修、OJTなどを通じて培っていきます。

Q ロースクール(法科大学院)を修了していた方が採用に有利なのでしょうか？

A 採用には、ロースクール(法科大学院)を修了しているかどうかは、一切関係ありません。総合職試験の内容も、学部生に不利にならない内容としています。
なお、令和元年以降に新卒採用された職員のうち、25%がロースクール等の大学院卒、75%が学部卒となっております。

Q 研修制度にはどのようなものがありますか？

A 1年目の職員が受ける主な研修は、以下のとおりです。
2年目以降も、参議院事務局主催の英語研修や、国内大学院派遣研修などを受ける機会が設けられています。

新採用者研修	国会職員としての職業生活を始めるに当たり、職務上必要な基礎知識、心構え等を学びます。
法制執務基礎研修	立案業務の流れや法律の基本構造など、参議院法制局職員として身に付けておくべき基本的な知識・技術についての研修です。
立案研修	入局3年目までの職員を中心として構成される数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して、一連の立案作業のシミュレーションを行います。通常国会閉会後、3週間程度の期間で実施されます。

Q 入局後に受けられるサポートとして、どのようなものがありますか？

A 参議院法制局においては、新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、先輩職員が「メンター」となる制度を設けています。
「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。また、面談の機会を定期的(2週間～1か月に1回程度)に設けることにより、参議院法制局での職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

勤務条件・ワークライフバランス編

Q 参議院法制局の職員は国家公務員ですか？

A 参議院法制局の職員は国会職員という特別職の国家公務員です。給料については中央省庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等であり、休暇等についても中央省庁の国家公務員と同様に整備されています。

Q 出張の機会はありますか？

A 毎年、国内出張を行い、行政の現場を視察したり、地方の実情を調査したりしています。このほか、入局後早い段階から職員を定期的に海外に派遣し、諸外国の法制度に関する調査研究を行っています。このような調査研究を通じて得られた知見は、議員からの立案依頼に適切に対応するためにいかされています。



Q 転勤はありますか？

A 出向等により一時的に勤務地を異にする場合はありますが、原則として引っ越しを伴う転勤はありません。そのため、長期的なスパンでライフプランを考えることができます。

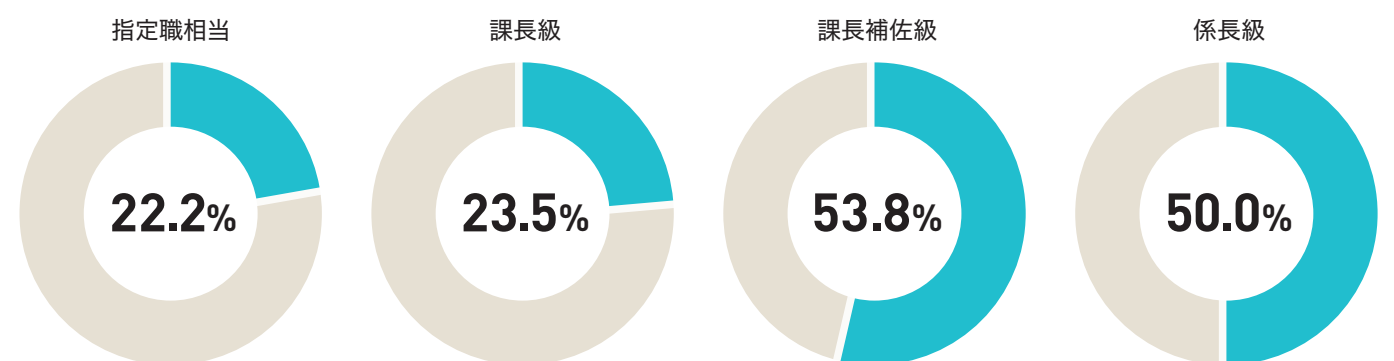
Q 残業は多いのでしょうか？

A 国会開会中は、残業が必要になるなど忙しい日もありますが、中央省庁における国会議員からの質疑通告待ちの待機による残業や予算当局からの呼出しに備えるための待機による残業のようなものはほとんどありません。また、閉会中は比較的業務が落ち着いていることが多いため、残業もあまりありません。その期間に長めの休暇を取得し、次国会に向けてリフレッシュする職員も多くいます。

Q 女性にとって働きやすい職場ですか？

A 参議院法制局では、職員として活躍するに当たって性別は関係なく、女性職員が能力を十分に発揮して活躍することが重要だと考えており、女性であることによる配置や業務の偏り等は一切ないのはもちろんのこと、妊娠・出産・育児等の状況に応じ不安無く業務を継続できるよう十分に配慮しています。

役職別の女性職員の割合(令和7年1月時点)



Q 仕事と生活のどちらも大切にする働き方はできますか？

A 参議院法制局では、中央省庁の国家公務員同様、職員の出産・育児を支える制度(産前休暇・産後休暇、育児休業(子が3歳になるまで)、子の看護休暇(年5日又は10日)、育児短時間勤務(子が小学校に入学するまで)など)が整備されています。性別にかかわらず、多くの職員がこれらの制度を利用しながら働いており、ここ10年間で結婚・出産・育児を契機として退職した職員はおりません。令和6年4月1日～令和7年3月31日までの育児休業取得率は100%です。
また、フレックスタイム制やテレワークを導入しており、全ての職員がワークライフバランスの実現のために利用することができます。

仕事と子育ての両立について

管理職として

信谷 彰(平成20年入局・課長)

仕事と子育ての両立は、様々な面で職業人としての成長に寄与すると考えており、管理職としてこれを応援することは、部下が、モチベーションを持ち、その能力を最大限発揮することにつながっていると思います。参議院法制局には、職員同士の顔の見える関係があり、また、チームで仕事を進めるので、お互いのサポートがしやすいという強みがあります。私自身、3歳のこどもを持つ親でもあり、自身の経験もいかながら、この強みを継承・進化させたいと考えています。



育児しながら仕事をする上での工夫

石田 千明(平成27年入局・課長補佐級)

娘たちとの日常はにぎやかで楽しくもあり、予想外の出来事がつきものです。だからこそ、情報共有はこまめに・仕事は前倒しで進める、普段は勤務時間を抑えつつやるべきときは家族の協力を得て仕事の時間を確保するようにしています。
様々な制度が整っているのはもちろんですが、何よりも、仕事と子育ての両立を応援してくれる、そんな職場の雰囲気大きな支えとなっており、それに応えられるようにという思いで日々奮闘しています。

